

# 水道料金について

## (平成30年12月1日からの使用分 消費税抜き)

### 【水道料金】

2か月当たり消費税抜きの金額

種別	口径	基本料金(16㎡まで)	超過料金(1㎡につき)					
			17~40㎡	41~60㎡	61~100㎡	101~200㎡	201~1,000㎡	1,001㎡~
専用	13mm	2,520円	180円	190円	210円	250円	270円	250円
	20mm	2,620円						
	25mm	4,040円						
	30mm	6,040円						
	40mm	10,220円						
	50mm	16,340円						
75mm	34,440円							

水道料金計算方法(種別は専用で税抜計算しております。)

### 計算例

**口径13mm 2ヶ月使用水量45㎡の場合(税抜)**

単価/円	使用水量/㎡				
	16	=	2,520	(基本料金 : 16㎡まで/円)	
180	× 24	=	4,320	(超過料金①: 17~40㎡/円)	
+ ) 190	× 5	=	950	(超過料金②: 41~60㎡/円)	
(合計)			7,790		
ご請求金額			<b>7,790円(税抜)</b>		

※超過料金①は40㎡までの超過水量(この例では24㎡)に【1. 水道料金】の料金表の該当する単価を乗じた料金です。  
 ※超過料金②は41㎡~60㎡までの超過水量(この例では5㎡)に【1. 水道料金】の料金表の該当する単価を乗じた料金です。  
 ※検針と請求について…奇数月下旬に検針し偶数月中旬に請求させていただきます。

#### 種別について

「専用」…水の使用のうち、臨時以外のもの

「臨時」…各種工事その他一時的に水を使用するもの

\*メーターの使用料金は、基本料金に含まれています。ただし、消費税率に1を加えた数値を乗じたとき、基本料金、超過料金の合計額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

**【使用料の納付月】** 2ヶ月分を偶数月月末(12月は25日)までに納付していただきます。

#### 【使用料の納付方法】

納付方法は、市役所または取扱金融機関へ納付書により「直接納付」していただく方法と、届出の預金口座から納付期限日に自動的に引落のできる「口座振替」の方法があります。口座振替依頼書は、本庁上下水道課または各支所にありますので、ご利用ください。

問い合わせ先 〒731-0592  
 広島県安芸高田市吉田町吉田791番地  
 安芸高田市建設部上下水道課 TEL 0826-47-1203

**【分 担 金】**消費税抜き金額

口径別	分担金額
13mm	70,000円
20mm	120,000円
25mm	200,000円
30mm	400,000円
40mm	700,000円
50mm	1,000,000円